

基本測量長期計画

平成16年6月30日

国土交通省国土地理院

国土交通省告示第769号

測量法（昭和24年法律第188号）第12条の規定に基づき、基本測量長期計画を定めたので、その関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷1番）に備え置いて閲覧に供する。

平成16年6月30日

国土交通大臣 石原伸晃

1 . 総説	1
2 . 計画期間	3
3 . 10年後に目指すべき社会の姿	4
< く ら し > 自律した個人の生き生きとしたくらしの実現	
< 環境・地域 > 良好な環境の保全と復元、多様性のある地域の形成	
< 安 全 > 安全の確保	
< 活 力 > 競争力のある経済社会の維持・発展	
4 . 測量行政の果たす役割	6
5 . 基本測量の果たす役割と計画目標	7
(1) 位置情報基盤 (GRID - Japan) の整備と利活用の推進	
いつでもどこでもだれでも現在の位置を正確に知ることができる環境の構築	
(2) 電子国土基幹情報の整備と利活用の推進	
常に新鮮な地理情報の整備と提供	
いつでもどこでもだれでも多次元の地理情報が利用できる環境の構築	
(3) 防災・減災のための地理情報の整備と利活用の推進	
地殻活動の絶え間ない監視	
より高度な防災・減災対策を実現できる環境の構築	
6 . 重点的に取り組む施策・事業	12
(1) 位置情報基盤の整備と利活用の推進	
(2) 電子国土基幹情報の整備と利活用の推進	
(3) 防災・減災のための地理情報の整備と利活用の推進	
7 . 計画の推進のために	17
(1) 国際協力と国際貢献	
(2) 測量成果の利活用促進とパートナーシップの推進	
(3) 研究開発	
(4) 計画の評価と見直し	

1 . 総説

本計画は、基本測量に関し、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間における事業の目標及び規模を定めたものである。

基本測量は、すべての測量の基礎となる測量で、国土地理院が行うもの（測量法第 4 条）と位置づけられている。我が国で行われる様々な測量のうち、基本測量成果又は公共測量成果を使用して行う測量については、その重複を除くとともに、その正確さを確保すること（測量法第 1 条）が重要である。そのためには、それらの測量が計画的に行われ、かつ基本測量の体系に結びつけられなければならない。この観点から、基本測量に関する長期計画を定め（測量法第 12 条）その事業の目標及び規模をあらかじめ公表することは、公共測量等の計画的実施に資すると期待されるものである。

基本測量長期計画については、昭和 28 年の第 1 次の計画策定以来、約 10 年ごとに 5 次にわたり、時代に対応した計画を策定し、遂行してきた。平成 6 年度を初年度とする第 5 次基本測量長期計画に基づく事業は、世界測地系への移行、電子基準点網の整備、GIS 基盤情報の整備、インターネットによる測量成果の提供等として結実した。基本測量の成果は、広く公開され、我が国の領土を対外的に明示する重要な責務を担うとともに、経済社会活動を支える情報基盤として国土の開発及び管理等に重要な役割を果たしてきた。

21 世紀を迎え、今後、科学技術はますます発展し、生活の中に普及していくと予想される。一方で、自然との共生や真にゆとりのある生活が求められるようになっており、その実現を図ることも時代の要請である。しかしながら、今日、我が国は総人口の減少、少子高齢化等の、かつて経験したことのない大きな転換点を迎えようとしており、労働力の不足、消費・投資の減少等による経済活動の低下も懸念される。人的、経済的に限りある資源を、施策の選択と集中により、効果的に活用していかなければならない。

この新しい時代に対応するためには生活や労働の質の転換が必要であり、このためには情報通信技術の進展が大きな鍵となる。近年、政府レベルでは電子政府構築計画、e-Japan 戦略、e-Japan 重点計画、知的基盤整備計画等が策定されるなど、高度情報通信ネットワーク社会の形成に向けた施策が進められている。測定の成果である「位置情報」や「地理情報」は、高度情報通信ネットワーク社会において最も基盤的な情報インフラの一つである。

測定は、国土の開発や社会資本の整備に重要な役割を果たしてきた。しかし、社会状況が急速に変化しつつある中で、測定行政は、人々の生き生きとした暮らしの実現、美しく良好な環境の形成、多様性のある地域の形成、安全な国土の維持、活力ある経済活動の実現に貢献する観点から推進されなければならない。そのために測定が果たすべき役割は、いつでも、どこでも、だれでも必要な精度で位置を知り、多様な媒体と必要な精度で地理情報が利用できる社会を実現し、人々がよりよい未来を選択できるようにすることである。このためには、日本全域に正確な位置情報を知るための基盤を構築すること、また、行政機関が所有する地理情報を始め、民間が所有する様々な情報まで、過去から現在及び将来にわたるあらゆる地理情報を、いつでも、どこでも、だれでも容易に共有できる環境を構築することが必要である。

この実現に向けて、

位置情報基盤の整備と利活用の推進

電子国土基幹情報の整備と利活用の推進

防災・減災のための地理情報の整備と利活用の推進

の3点を基本的な施策として、本計画を策定した。

2 . 計画期間

本計画は、基本測量に関して、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間にける事業の目標及び規模を定めるものである。

基本測量は、我が国におけるすべての測量の基礎となるものであることから、その事業効果の社会への浸透と関連施策の推進には一定期間がかかる。したがって、本計画では、10 年間の計画期間における事業の達成目標及び規模を定める。

また、近年の情報通信技術を始めとする科学技術の急速な進展とそれに伴う位置情報、地理情報に対する需要の拡大を考慮し、特に早期の対応が求められている事項においては、5 年後の目標及び規模についても、併せて定める。

3. 10年後に目指すべき社会の姿

本計画を推進し、質の高い地理情報が、より早く、より簡便に、より安価で入手できる環境を構築することにより、人々の生き生きとした暮らし、美しく良好な環境、多様性ある地域、国民の安全・安心、活力ある経済活動を実現するための基盤を形成し、本計画の完了時である10年後に、以下に示す社会の姿が実現されることを目指す。

<暮らし> 自立した個人の生き生きとした暮らしの実現

心の豊かさを実感できる社会の形成

新鮮で高品質な地理情報の活用による余暇の充実、快適な行動範囲の拡大等を通じて、国民一人一人の生活が充実し、暮らしの満足度が向上する。

移動がしやすくくらしやすい、だれにでも優しい社会の形成

自身の位置がわかることと、その位置に関する様々な地理情報を簡単に入手・活用ができることにより、高齢者から子どもまですべての人々の行動が広がり、生活空間の拡大と福祉の向上が図られる。

安心できる暮らしの実現

ひとの移動やものの生産・輸送、生活空間に関する地理情報を簡単に把握、管理できることにより、日々の暮らしの安全性の向上や犯罪の軽減に寄与し、安心できる暮らしの実現が促進される。

<環境・地域> 良好な環境の保全と復元、多様性のある地域の形成

良好な環境の保全・復元と持続可能な開発

過去から現在に渡って継続的に整備された地理情報により、環境の変遷と現状への理解が促進され、良好な環境の保全・復元と持続可能で調和の取れた国土の管理による自然との共生が進められる。

風土や歴史を踏まえた多様性のある地域の形成

南北に長く四季の変化に富み、水と緑豊かな我が国において、各地域の風土や歴史を視覚的に捉えることができる地理情報の利用により、それぞれの特性を生かした多様性のある地域の形成が図られる。

<安全> 安全の確保

地震、火山噴火等に対する防災・減災対策の充実

地殻変動や詳細な地形及びその特性等の様々な地理情報により、災害の予測精度や防災・減災対策のシミュレーション、ハザードマップの内容が向上するとともに、リアルタイム災害情報が容易に入手できるようになり、地震や津波、火山噴火、洪水等による災害から国民の生命・財産の安全が守られる。

災害発生後の対策の充実

土地の境界や地域の状況を示す位置情報や地理情報の基盤を構築しておくことにより、大地震や火山噴火、土砂災害等の災害発生後の速やかな復旧が可能になる。

<活力> 競争力のある経済社会の維持・発展

産業分野における効率化や新規ビジネスの開拓による産業の活性化

広範な地理情報が流通することにより、測量業、情報産業、物流、福祉等の分野で新たなビジネスモデルの創造や新規ビジネスの発展が促進され、産業が活性化される。

土地の有効利用による都市の開発・再生の促進

土地の現状や変遷を示す高品質な地理情報が整備・提供されるとともに、土地の境界を再現するための位置情報基盤の構築や測量技術の向上により、地籍調査、土地の確定等が容易になり、土地の利活用が円滑化し、都市の開発・再生が促進される。

4 . 測量行政の果たす役割

測量は、地球上の位置を決める基準点の設置や地図の作成等を通じて、これまで国土の開発や社会資本の整備の推進に対して不可欠、重要な役割を果たしてきた。

21 世紀に入り、価値観の多様化、技術の発達等、社会状況が急速に変化する中、位置情報、地理情報は、よりよい未来を選択する際の重要かつ基礎的な情報として、ますますその重要性を増しつつある。

この傾向はさらに加速され、地理情報は、3 . で記載した「目指すべき社会の姿」の様々な場面において、活用されると予測される。

目指すべき社会の実現に向けて測量行政が果たすべき役割は、いつでも、どこでも、だれでも、必要な精度で位置を知り、過去から現在までの種々の地理情報を多様な媒体で利用できる社会を実現し、人々がよりよい未来を享受・選択できるようにするとともに、災害の被害低減に役立つ地理情報の提供による安全・安心なくらしの確保に寄与することである。

このために、測量行政を担う国土地理院は、正確な位置を知るための基準や基盤的な地理情報及び国民の安全確保のための地理情報の整備・提供を行う。また、それらの利用環境を整備するとともに、産学官を始め国民各層の連携により利用の推進を図る。さらに、測量分野における国際協力、国際貢献等で主体的な役割を果たすことにより、3 . に記載した社会の姿の実現を目指す。

5 . 基本測量の果たす役割と計画目標

測量行政の果たす役割を踏まえ、最も基盤的な地理情報の整備・維持管理を担う基本測量の果たす役割及び本計画の計画期間における計画目標（業績指標）を以下のとおりとする。

(1) 位置情報基盤（GRID - Japan）の整備と利活用の推進

いつでもどこでもだれでも現在の位置を正確に知ることができる環境の構築

< 役割 >

- ・ 年間数 cm もの地殻変動が定常的に起きている我が国において、電子基準点の継続的運用を含む測地測量を実施し、測地基準点体系を維持するとともに、各種の基準点データの安定提供を行うことにより、公共測量等の各種測量に対し、正確な位置の基準を与える。
- ・ 測地基準点体系を基盤に、位置情報を利用した新たな産業分野の創出に貢献する。

< 10 年間の計画の目標(業績指標) >

- ・ 測量基準や測位支援のための位置情報基盤(GRID-Japan : Geo-Referencing Infrastructure for Dynamic Japan) を構築し、定常的な地殻変動による測量成果の劣化に対し、常時、cm レベルで世界測地系に整合した座標値を各種測量の実施者に提供できる環境を整備（地殻変動補正モデルの提供エリア：現在 0% 5 年次において 100%）
- ・ 地震・火山活動等により短時間で大きな地殻変動が発生した場合、速やかに基準点に関する情報を把握し、復興事業に関する各種測量の実施者に対し助言・指導を行うとともに、基準点の復旧測量や地殻変動補正モデルによる

局所的な位置情報基盤の再構築手法を確立（5年次において局所的な地殻変動による測量成果劣化に対する位置情報再構築手法を確立）

- ・ 電子基準点を骨格として、民間活力を活用し、屋内・地下空間を含めた国土のあらゆる空間でだれでもが簡便に、リアルタイムで、10cmレベルの精度で世界測地系における水平位置及び高さを知ることができる環境を整備（10cmレベルの精度を確保するエリア：5年次において10cmレベルの測位手法の確立 10年次において主要な屋内・地下空間での実用化）
- ・ 電子基準点の次世代の測位システムへの対応（対応する電子基準点：現在0% 5年次において10% 10年次において100%）

（2）電子国土基幹情報の整備と利活用の推進

常に新鮮な地理情報の整備と提供

<役割>

- ・ 現実の変化に合った常に新鮮な地理情報が利用できるよう、国土に関する基本的な地理情報を、電子国土基幹情報として国土全域について整備し、常時更新する。
- ・ 国民だれでもが必要とする時にいつでも地理情報を利用することができるよう、最新の電子国土基幹情報を迅速に提供する。

<10年間の計画の目標(業績指標)>

- ・ 国土全域を覆う地図情報レベル 25000 の地理情報及び都市計画区域内における地図情報レベル 2500 の地理情報について、新鮮さを確保（5年次において主要な地理情報の更新1か月以内を確保）
- ・ 全国の平野部及びその周辺について国土の姿を画像情報として整備（5年周期で整備）

- ・ 地図の刊行と併せ、地理情報提供のオンライン化を図り地理情報の流通を促進（5年次において主要な地理情報をオンライン提供）

いつでもどこでもだれでも多次元の地理情報が利用できる環境の構築

<役割>

- ・ 国土の管理・保全、国民生活の質の向上、美しい国土・地域の形成、地球環境の保全・復元、産業の活性化等の様々な用途に不可欠な、国土地理院が所有する過去から現在に至る地理情報について、時間情報を含めてデジタル化を図り、多次元の地理情報を整備・提供する。
- ・ 電子国土Webシステム等による地理情報の利用環境の整備・充実にあわせて、地理情報標準を確立し、産学官を始め国民各層の連携により地理情報の利用・普及を推進する。

<10年間の計画の目標(業績指標)>

- ・ 国土地理院が保有する過去から現在までの地理情報により、時空間アーカイブを構築。これらデータのインターネット等による提供を行い、だれもが必要とする国土・地域の歴史的変遷を知り、国土・地域の個性・特性を発見し、特色ある地域の在り方を考察できる環境を整備（明治期以降の地形図のアーカイブ化：現在 1 時期 5 年次で 4 時期のデータ、都市計画区域の旧版地図のうち 50% 10 年次に 100%。地名のアーカイブ化：現在 0% 10 年次で明治期以降の地名変遷を電子情報として整備・提供）
- ・ CO₂吸収量の算定や国土の環境の指標となる植生・土地被覆等の地理情報を時系列的に整備・提供（5年次において毎年の土地被覆データを3か月以内に整備し、時系列データとして提供）
- ・ 電子国土基幹情報を基盤として、いつでも、どこでも、だれでも必要とする

地理情報が容易に利用できる環境を整備（電子国土 Web システムを利用する団体の数：5年次で2,000団体に拡大）

- ・ 基準点、地図、空中写真等の測量成果、測量記録等の地理情報の閲覧及び謄抄本交付をインターネットにより24時間受付で効率的に実施し、利便性を向上（5年以内にすべての基本測量成果の提供のオンライン化対応。閲覧でのインターネット利用：現在90% 5年次100%。謄抄本交付でのインターネット利用：現在0% 5年次100%。基準点に関する情報充実：現在、測量成果、点の記のみ提供 5年次において現在のものに加え履歴情報、現況情報、公共基準点情報の提供）

（3）防災・減災のための地理情報の整備と利活用の推進

地殻活動の絶え間ない監視

<役割>

- ・ 地震に対する防災・減災対策に役立つよう、平常時における地殻活動を面的に広範囲に監視するとともに、災害危険度の高い地域において、リアルタイムでcmレベルの3次元地殻変動を監視する。
- ・ 火山噴火に対する防災・減災対策に役立つよう、リアルタイムで火山活動を監視し、推移を予測する。

<10年間の計画の目標(業績指標)>

- ・ 地殻変動をcmレベルで把握することにより、大規模地震が想定される地域について精密な地殻構造・活動様式モデルを提示し、地震防災に貢献（5年次において東海地震や東南海・南海地震等を含めたマグニチュード8クラスの地震が想定される地域のモデルを提示）
- ・ 火山に関する顕著な活動があった場合に、短い時間間隔で地殻変動を監視し、

火山噴火予測に貢献(5年次において10分単位で地殻変動を監視し、1時間毎の火山活動の推移を予測)

- ・地震、火山活動等により短期間で大きな地殻変動が発生した場合、位置情報基盤を活用して復旧・復興事業のために必要な基準点に関する情報を速やかに提供し、迅速な復旧活動を支援(5年次において地殻変動の状況を踏まえた公共測量等の指導方針を10日以内に公表)

より高度な防災・減災対策を実現できる環境の構築

<役割>

- ・地震や津波、火山活動、洪水、土砂災害等による被害の低減に向け、地形の特性や詳細な標高等を明らかにするための調査を推進し、ハザードマップ作成のための基礎情報として整備・提供する。
- ・災害危険地域における防災・減災に資するため、ハザードマップ作成の基礎となる情報の利活用方を提案する。

<10年間の計画の目標(業績指標)>

- ・地震や津波、火山活動、洪水等により甚大な被害発生の恐れがある地域における、ハザードマップ作成の基礎となる情報の整備(全国の主要な平野部及び沿岸域約10万km²における整備面積:現在50% 5年次70% 10年次100%)
- ・国民と行政が共有すべきハザードマップの作成のための基礎的地理情報の利活用手法を提示し、ハザードマップの高度化を図る(2年次に利活用マニュアルを作成し自治体の作成するハザードマップの高度化を支援する)

6 . 重点的に取り組む施策・事業

計画目標を達成するため、以下の施策・事業を重点的に実施する。

(1) 位置情報基盤の整備と利活用の推進

<事業の概要>

- ・ 全国の電子基準点により GPS 連続観測を実施し、我が国の位置情報基盤の根幹を維持
- ・ 連続観測と繰り返し測量で得られる地殻変動データ等を活用し、地殻変動による位置情報の劣化を補正する手法を開発し、cm レベルの測量に必要な基準点成果を提供
- ・ GPS の近代化計画、ガリレオ計画、準天頂衛星計画等の進展を踏まえた、新たな測位システムに対応した電子基準点施設の更新を実施
- ・ 電子基準点リアルタイムデータを安定的に供給することにより、cm レベルの精度での測位を支援するとともに、ユーザサービスの観点を踏まえた利用ガイドラインを策定・普及
- ・ 測地基準点体系の骨格としての役割を果たす主要な基本基準点について、繰り返し測量を実施、その他の基準点についても地震発生後、火山噴火後等必要に応じて復旧測量及び位置の再決定を実施
- ・ 基準点の位置情報データベース及び利用者インターフェイス等を構築し、位置情報基盤の機能を拡充
- ・ 世界測地系の構築、維持管理に必要な VLBI 観測、重力測量等を実施し、位置情報基盤の機能を拡充

<事業の目標>

- ・ 電子基準点測量（全国 20km に 1 点、連続観測）
- ・ 高度地域基準点測量（全国 10km に 1 点、5 年・10 年周期）
- ・ 高精度三次元測量（全国 20,000km、5 年周期）
- ・ ジオイド測量（全国 70 地区）
- ・ 基本重力測量（全国 25 地区、5 年周期）
- ・ 精密水準測量（地盤沈下地域、5,000km）
- ・ 超長基線（VLBI）測量（国際観測、毎週。国内観測、毎月）
- ・ 位置情報基盤整備（データ整備 13 万点）
- ・ 験潮（全国 25 箇所、連続観測）
- ・ 測地観測所等常時観測（全国 3 箇所、定常観測）

（２） 電子国土基幹情報の整備と利活用の推進

<事業の概要>

- ・ 国土管理等の基礎となる地図情報レベル 2500 及び地図情報レベル 25000 の地理情報については、統合したデータベースを構築し、変化にあわせて、1 か月以内で更新
- ・ 国土の平野部及びその周辺の状況について、空中写真を繰り返し取得し、画像情報を 5 年周期で電子情報として整備
- ・ 全国の植生・土地被覆情報及び大都市圏域における土地利用情報を時系列で整備
- ・ 国土地理院が所有する明治期からの地図、空中写真を活用し、土地利用の変遷、蓄積した地名のうち主な地名の変遷等、過去から現在に至るまでの様々

な地理情報及び今後取得する地理情報について、電子情報として整理

- ・ 地図情報レベル 25000 の地理情報の更新と連動し、最新の中小縮尺図の地図画像を整備
- ・ 国、地方公共団体及び民間と連携した基本情報調査により、国土の主要な地理情報の変化情報を常時収集。特に主要な地理情報の変化情報を収集し、電子国土基幹情報を更新。広範囲な情報収集については人工衛星による画像データを活用
- ・ 様々な地理情報の共同利用を進める上で不可欠な地理情報標準を整備
- ・ 電子国土基幹情報について、地理情報標準に準拠した形式でインターネット提供するとともに、地図として刊行
- ・ 地理情報の所在が容易に判り、相互に利用できる環境を整備
- ・ 基準点、地図、空中写真等の測量成果、測量記録等の地理情報の閲覧及び謄抄本交付をインターネットにより 24 時間受付で効率的に実施できる環境を整備

<事業の目標>

- ・ 電子国土基幹情報整備（地図情報レベル 25000、国土全域（北方領土の新規整備を含む）、地図情報レベル 2500、都市計画区域 96,000km²）
- ・ 画像情報整備（平野部及びその周辺、1/20,000 及び 1/40,000 空中写真、5 年周期）
- ・ 中小縮尺図整備（全国、縮尺 1/2.5 万、1/5 万、1/20 万、1/50 万、1/100 万、1/300 万及び 1/500 万、2 年～5 年周期）
- ・ 縮尺 1/1 万図・数値地図 10000 整備（都市地域）
- ・ デジタルアーカイブ構築（旧版地図及び空中写真、都市計画域 96,000km²。地名、国土全域）

- ・ 国土環境モニタリング（全国 250m 精度、国土全域、植生指標 10 日間、土地被覆 1 年周期）
- ・ 地球地図整備（1km 精度、国土全域、5 年周期）
- ・ 細密土地利用調査（10m精度、三大都市圏 14,000km²、5 年周期）
- ・ 湖沼湿原調査（21 湖沼・湿原）
- ・ 地域誌整備（全国）
- ・ Web 版ナショナルアトラス整備
- ・ 行政面積調査（全国都道府県・市区町村別、1 年周期）
- ・ 地名情報整備（3 万件）
- ・ インターネットによる地理情報提供（電子国土基幹情報及び画像情報）
- ・ 地図等の刊行

（3）防災・減災のための地理情報の整備と利活用の推進

< 事業の概要 >

- ・ GPS 連続観測データの継続的な解析、干渉 SAR の活用により、地盤変動や地殻変動を効率的に監視
- ・ 地震、火山噴火等による災害の危険性が高い地域、又はテクトニクス観点からリアルタイムでの監視が必要とされる地域については、GPS 連続観測点の増設や測地測量の高精度・高頻度繰り返し観測による監視を実施
- ・ 人口や資産の集中する平野部及び沿岸域、活動的な火山を主な対象として防災・減災対策の根幹となる地形の特性、精密標高及び活断層の詳細位置などの情報を整備・提供
- ・ 各省庁・地方公共団体・研究機関が持つ防災情報を集約する体制の構築に努

めるとともに、地形特性・精密標高データと有機的に結びつけることができるようハザードマップ作成者を支援

< 事業の目標 >

- ・ 電子基準点測量（全国 20km に 1 点、連続観測）< 再掲 >
- ・ 高精度三次元測量（観測強化地域 2,500km、0.25～2 年周期。特定観測地域 4,000km、2.5 年周期。重点地域 1,100km、2 年周期）
- ・ 火山変動測量（15 火山、5 年周期）
- ・ 変動地形調査（全国 30 地区）
- ・ 地磁気測量（地磁気連続観測 11 点。一等磁気点 20 点、2 年周期）
- ・ 高精度地盤変動測量（地殻・地盤変動地域、1 年周期。全国土、5 年周期）
- ・ 地殻活動観測（東海・南関東地区、定常観測）
- ・ 機動観測
- ・ 土地条件調査（全国の主要な平野部及び沿岸域 5 万 km²）
- ・ 火山地形調査（全国の活動的な 49 火山のうち 10 火山）
- ・ 火山土地条件調査（全国の活動的な 49 火山のうち 10 火山）
- ・ 活断層調査（全国の都市域や特に活動的な活断層が分布する地域 2 万 km²）

7. 計画の推進のために

施策・事業の実施に以下の方針で臨むことにより、本計画の効果的かつ効率的な推進を図る。

(1) 国際協力と国際貢献

基本測量の成果を整備・提供していく際に不可欠である、世界測地系に対応した位置情報基盤を構築・維持するため、GPS 連続観測や VLBI 観測による地球回転パラメータの決定、プレート運動の観測、さらに絶対重力観測等とあわせ、これらの総合的なデータ解析について、アジア太平洋地域を始めとする世界各国と共同で推進する。

また、全地球規模での情報整備が進む中、地球規模の地理情報の整備及び共有化が国際的な重要項目となっている。民間も含め測量に関する高度な技術力を有する我が国には積極的な国際貢献が求められている。国土地理院は、我が国の測量行政をつかさどる機関として、国際的な協調体制を構築しながら、地理情報の国際標準の策定、地球環境保全に役立つ地球地図の整備等を積極的に推進する。さらに、政府が推進する南極地域観測に積極的に参加する。

(2) 測量成果の利活用促進とパートナーシップの推進

基本測量の成果は、経済社会活動を支える基盤的な情報であり、国民共有の公共財産として広く公開する。成果のより有効的な活用に関して、民間企業、国の機関、地方公共団体、研究機関等から国民の一人一人までが互いに大切なパートナーであるとの認識のもと、測量行政の推進において連携を積極的に推進する。

(3) 研究開発

測量事業・行政推進の効率化を支援するための研究開発について、効果的かつ

効果的に成果を創出できるよう、研究開発分野・領域を重点化するとともに計画的に推進する。特に、基本測量と密接に関係した研究を行うとともに、研究開発を自己目的化せず、アウトカム（国民にとって役立つ研究開発成果）を示すことを重視するものとする。

（４） 計画の評価と見直し

本計画の実施に当たっては、効率的かつ効果的に実施するとともに、今後の科学技術の進歩、経済財政事情、各施策の進捗状況等を勘案しつつ、事業評価を実施し、異なる分野の計画間の整合性等を勘案したうえで、必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

